

精華町教育委員会会議録

平成25年（第6回）

- 1 開 会 平成25年6月26日(水) 午前10時00分
閉 会 平成25年6月26日(水) 午後 0時10分

- 2 出席委員 伊藤委員長 中谷委員 蓑毛委員 細川委員
太田教育長 (欠席委員なし)

3 出席事務局職員

木原教育部長 竹島学校教育課長
村川生涯学習課長 (永井総括指導主事欠席)
土井学校教育課主幹

- 4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 開会

委員長から第6回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回、前々回会議録について

教育部長から平成25年第4回、第5回教育委員会の会議録について説明。

【意見等】

- ・特になし。

【採 決】

- ・全員承認。

(3) 教育長報告事項

ア 中学校給食について

中学校給食について、改めてこれまでの経過を報告。

2月15日に精華町食のあり方懇談会から報告書を受理し、2月22日に教育委員会で精華町立中学校における学校給食の実施に関する基本

的事項（案）について協議し、了承を得た。

基本的事項は、1点目が、センター方式で3中学校同時に実施をすること。2点目は、センターの場所は精華中学校現校舎の跡地を利用すること。3点目は、実施年度については精華中学校校舎改築工事の完成後に空調設備の設置時期との調整を図りながら進めるということ。この3点を基本的事項として、3月1日開会の町議会で町長からも25年度の施政方針でこの基本的事項によって、できる限り早期の給食実施を目指すことを決断した旨を表明された。私からも同じ内容で行政報告を行った。

それ以後、3月に2回の総務教育常任委員会を開催、常任委員会でも議論があった。その後、町議会議員の改選、6月議会が新しい議員による議会として6月7日に開会、25日に閉会した。

6月議会では、10日から12日の3日間で一般質問が行われ、その内学校給食については4人から質問があった。質問に対する基本的姿勢は、2月22日に教育委員会です承いただいた3項目の中学校給食に関する基本的事項に沿って答弁した。

いろいろな意見をいただいたが、1つは町長の任期中に給食を実施すべきではないかという質問に対して、実施時期を含めて、実施に関する明確な道筋は町長の任期中には明らかにする。2点目は、それまでの間、応急的な支援策として、パンの販売やあっせん弁当の改善などの方策を鋭意検討していく。3点目は、基本的事項に沿った給食の具体化を図っていくために、中学校給食実施検討委員会を設けて検討を進める。それから給食実施に関しての意見を広く募集を行う。その3点を柱にして答弁を行った。

中学校給食実施検討委員会は、6月3日に中学校と小学校の関係者で1回目を開催し、今後、給食実施に向けていろいろな課題を洗い出し、一つ一つどのようにクリアしていくかということと実施までの間のあっせん弁当の改善など対応策について検討を進めることとしている。

精華町食のあり方懇談会は今年度も継続設置し、中学校給食実施検討委員会の検討状況についても報告し、意見をいただきたいと思います。

また、意見募集については、当初パブリックコメントの実施を検討していたが、基本的事項に沿ったより良い給食実現に向けて幅広く意見を

聴取するという趣旨から、パブリックコメントはなじまないと考え、この方法で幅広く意見を募集することとした。

中学校給食実施についての校長会、教頭会の対応として、6月の校長会議、教頭会議で次のような指示を行った。

中学校に対しては、この検討委員会への積極的な参画を願うとともに、校内体制を整備し、教職員の給食への理解をまず図ってほしいこと。

小学校に対しては、検討委員に小学校からも入っており、小学校での豊富な経験を中学校給食に生かせるように取り組んでほしいこと。

また、今回の補正予算では、緊急雇用措置を財源にはしているが、栄養士の未配置小学校への栄養士の配置を行い、小・中連携により中学校の食育をさらに進めることとした。

精華町食のあり方懇談会についても、一部メンバーを変更して再開する予定をしており、検討委員会の検討状況について必要に応じて報告し、意見をいただく予定である。

イ いじめ問題について

いじめ防止対策推進法が6月21日に成立した。

議員立法で法案を提出され、成立後、間がないことから十分な資料はないが、概要について説明。

この法律は、第1章総則、第2章いじめの防止基本方針等、第3章基本的施策、第4章いじめの防止等に関する措置、第5章重大事態への対処、第6章雑則の6章で構成されている。

総則の第2条で、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものというように「いじめ」の定義をしている。

第4条では、児童等はいじめを行ってはならないと、いじめの禁止を規定、第5条から第9条では責務の規定があり、第5条が国の責務、第6条が地方公共団体の責務、第7条が学校の設置者の責務、第8条が学校及び学校の教職員の責務、第9条が保護者の責務となっている。

国の責務は、いじめ防止などのための対策を総合的に策定し、実施す

る責務を有するとなっている。

注目すべきは、第6条で地方公共団体の責務、第7条では学校設置者の責務と分けられている。第6条は地方公共団体として精華町の責務、第7条は学校の設置者として精華町教育委員会の責務ということになる。

第6条ではいじめ防止等のための対策について国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっている。

第7条では教育委員会は、いじめ防止等のために必要な措置を講ずる責務を有するとなっている。

第8条では学校及び学校の教職員という表現がしてあり、児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するとなっている。

第9条の保護者の責務等には、子供の教育については第一義的責任を保護者は有するという確認があり、そしてその保護する児童等がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うように努めると規定している。

いじめを受けた場合には適切にいじめから当該児童生徒を保護する。国や地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するように努める。家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならないことと、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならないこととなっている。

保護者の責務は強調しているが、そのことによって学校がその責任を軽くするというものではないという確認がされている。

責務を一覧化した表を資料として示したが、その中で各機関の役割をみると、各機関には、文科省、都道府県、これも公共団体と設置者に分かれているので知事部局と教育委員会となり、市町村も市町長部局と教育委員会、学校は府立と市町村立と私立に分かれている。

第10条で、いじめ防止のための対策推進に必要な財政上の措置等の事項があり、国及び地方公共団体はいじめの防止等の対策を推進するた

めに、必要な財政上の措置、その他の必要な措置を講ずるよう努める規定であり、文部科学省は講ずるよう努めるという義務を負わされている。都道府県は講ずるよう努めるとなっており、以下、市町村、学校はこれに対しては特に何も触れられていない。

次に11条から13条までのいじめ防止基本方針では、11条では、文部科学大臣、12条が地方公共団体、13条は学校となっており、国、地方公共団体、学校で条文が分かれている。12条の地方公共団体としては、地方公共団体である精華町と、設置者である精華町教育委員会の両方が含まれている。

いじめ防止基本方針の策定については、文部科学省は義務であるが、都道府県や市町村は努力義務として求められている。学校については、義務規定となっている。いじめ防止基本方針の策定にあたり、都道府県、市町村の欄を見ると、知事部局、市町長部局と教育委員会でどちらが定めるのか問題がある。今後どのように国が整理し、方針が示されてくるのか明確でないが、我々も主体的に考えなければいけない。

他の事項もあるが、今日的な課題だと思うので、毎年実施している教育委員と学校長との夏の合同研修会で、このことをテーマとして実施したいと考えている。

【委員の意見等】

- ・中学校給食については、たくさんの署名があり、新聞等にも掲載されたが、違う意見も結構聞いている。（伊藤委員長）
- ・山田荘小学校と精華南中学校の親子方式を先行してという意見があるが、3中学校が同じ条件で同時に開始することが良いという考えは理解されているのか。（伊藤委員長）
- ・中学校給食に関しては、食のあり方懇談会で意見をまとめられ、基本的事項を定め、今回意見募集も行うなど確実に進めていっている。個々にはいろいろな意見があると思うが、基本的事項に基づき粛々と進めていくべきと思う。（蓑毛委員）
- ・給食を早くしてほしいという意見は保護者の方に多い。実際に食べるのは子どもたちなので、子供たちにもっと給食や食育に対する気持ちを高めてもらうような取組に力を注ぐべき。（蓑毛委員）

・アンケートの結果では、中学生の大半が給食は要らないと言っている。このことは、小学校6年間で給食に飽きているのかもしれない。しかし、栄養価の面などを考えると給食が成長期に果たす役割は大きい。だから小学校の延長線上の給食ではなしに、中学校独自の給食をこの時期に考えてほしい。（伊藤委員長）

・基本的事項に沿って進めることが大事。（中谷委員）

・小学校では給食が好きだった子供たちが中学校になるとそうでなくなるのは、給食の献立に原因があるのかもしれない。検討期間に子供たちがよかったというような給食を考える必要がある。（中谷委員）

・大学生で一人暮らしになるとほとんどが朝食を食べないと聞く。社会人になっても同様で、育んできたものが全部つぶれていく。こういうことを思えば全庁的な健康プロジェクトは必要だと思う。わずかな期間だがそういうことも見込んで給食を考えていく必要がある。（中谷委員）

・精華台小学校では、栄養教諭が毎給食時に教室を回り、給食にちなんだ話をされて子どもたちは楽しみにしている。小学校のやり方がそのまま中学校で受け入れられるとは思わないので、中学生にふさわしい食育の方法を考えて臨む必要がある。（細川委員）

・新聞に載っていたが、月に1回子どもが自分でお弁当を作って登校するという取組が香川県の小学校で始まり、現在全国で1,100校以上の小・中・高校に広がっていると聞く。親に対する感謝や、食材に対する思いから残食が減るなどの良い効果が出ているようだ。全国ではいろいろな取組をされているので、参考にして精華町に合った食育の方法を探っていってほしい。（蓑毛委員）

・以前勤めていた学校が小中連携となり小学校1年から中学校3年までいる。そこでは自分たちの給食を見て、小学生はこの給食をどう思っているのか気になったり、小学校1年、2年の運ぶのを手伝うなど小学生を気遣う言動をしている。（伊藤委員長）

・いじめ対策について、法律は必要だが、本来いじめだけではなく、体罰や児童虐待、不登校なども含めて教育現場が抱える問題は、保護者と学校との間で信頼関係を積み上げてできることで、法律によ

り組織ができそれが万能と考えるのは間違いと思う。研修会でその辺を話したい。（伊藤委員長）

・いじめに関して、インターネットで出てきたのが大きい。親も教師も知らないところで、仲間内で伝わっている。ネットの怖さへの認識がこの法案に入ってきている。（蓑毛委員）

【事務局】

・中学校給食について実施条件のかなうところから実施すべきとの一般質問があったが、遅れる中学校の理解が得られないと答弁したところ、それ以上の質問はなかった。（教育長）

・緊急雇用対策事業で栄養士を雇用し、未配置の小学校に配置することで現在配置の栄養教諭が未配置校へ行かなくて済むため、中学校の食育にも指導に入ってもらおうと考えていることを、議会で説明したところ期待する意見が出されていた。（教育長）

・給食を実施するハード面ばかり言われるが、食の大切さを理解してもらおうという機運を高めていくことが大事。（教育長）

・道徳教育の充実をいじめ対策としてあげているが、インターネット上でのいじめ防止策は具体性を欠く上、監視強化や通信の秘密を侵す危険も伴うということで、効果的な手段はないと6月23日の京都新聞の社説に載っていた。（教育部長）

（4）教育部からの報告

ア 教育部長

①議案審議状況について

予算決算常任委員会では、栄養士の未配置校への配置の補正予算審議で、食育や臨時雇用の関係の質問があった。

委員会での議決状況、本会議での議決状況では、精華町から提出した全議案は、委員会で可決承認され、昨日、本会議でもすべて可決をいただいた。

②閉会中の総務教育常任委員会について

精華中学校の校舎改築基本設計の報告をした。ツイン廊下方式を採用している学校が無いと、その是非についての質問が出た。

また、食のあり方懇談会で中学校で給食を配膳するためのエレベーターが必要との意見が出ているが、今回、精華中学校の設計には配膳用のエレベーターが示されていないとの質問があった。生徒用のエレベーターがほとんど使われていないので、その利用もできることから問題はないと考えている。配膳をするに当たって、大きなワゴンに入れての配膳も考えていきたいと思っていると答弁。

また、昨日、閉会中の総務教育常任委員会が8月6日の午後開催されることが決まった。案件等については決まっていないが、消防庁舎の改築、精華中学校の改築、中学校給食の3つが閉会中の総務教育常任委員会での継続審査事項となっている。

③一般質問について

一般質問の答弁状況を報告。

今方議員から通学路の安全対策について質問。継続した通学路の安全対策実施やPTAを中心に地域安全マップを作成されたが更新されず古いままであることから、子どもの目線で見直しすると答弁。

柚木議員から小・中学校普通教室の暑さ対策について質問。ドライミストを設置して取り組んでいること、まずは耐震化を行うため、来年夏のクーラー設置はできないと答弁。

山口議員から中学校給食について質問。中学校給食、空調設備の優先順位ということで、精華町ではいろいろなハード面の課題があり、今後その財源確保が不可欠になった場合、選択と集中が必要と答弁。再質問で、センターの建設経費について、概算経費のため、今後実施計画策定に向けて事業費を再度精査していくと答弁。

佐々木議員から精華中学校の建て替えと中学校給食について質問。精華中学校と植田断層の位置についての確認で、植田断層は精華中学校から約900メートル離れた状況で敷地にはないと判断している。これから建設するに当たって、基礎のための支持層を確認するボウリング調査を行うので、調査時に断層のずれも調べていくと答弁。

中学校給食では、共産党は一貫して自校給食、（自校）直営方式

を主張しているが、それについては精華西中学校におけるスペースの確保に課題がある中では、基本的事項に示している内容が一番適していると答弁。パブリックコメントについては、町の方針が出た後であり、中学校給食実施に向けての意見募集をすると答弁。

松田議員から指定管理者について質問。体育協会の1者指定であったため、評価をしっかりとやらなければいけないのに、評価委員会の委員構成が3名ではできないと質問があった。それに対し、第三者である学識経験者、自治会の代表、社会教育委員の3名で構成し、厳重に評価願うとともに、その他意見箱やアンケート等も実施する。このような方法により、評価はできると考えている。ただ、今後必要があれば体制の補強は考えると答弁。

宮崎議員から早期の中学校の給食導入に向けての課題について質問。基本的事項が示されたことは評価するが、実施時期が遅れることや食育の観点から、再度、実施時期や方法について保護者等へのアンケート調査を提案された。そのことについては、基本的事項に沿って進めていくが、実施までの間にはいろいろな課題整理があり、教職員による中学校給食実施検討委員会を設置し検討すること、基本的事項に沿ったより良い給食にするための意見募集も行うと答弁。

パン販売について商工会と協議を始めた。相楽作業所も協議に入っていたと予定と答弁。

神田議員から町立中学校の完全給食の早期実施の質問。町長の任期中に実施するのが町民や議会に対する責任ある回答ではないかという質問。町長の任期中に明確な道筋を示すこと、これが行政としての責務を果たすことになるかと答弁。

初期投資額の大きいセンターなのか、財政が好転して財源確保できるのか、一番遅くなる中学校に照準を合わせることはないとの質問。基本的事項に沿って実施すること、学校間で実施時期に差が出ることは保護者の理解は得られないと答弁。

精華南中学校と山田荘小学校での親子方式など、安価で早く実施する方法を検討すべきということで、それについても親子方式は

可能だが、他の2中学校については、残る4小学校の状況では親校となる調理能力の小学校がないということで、学校間の格差が出るために親子方式は具体的な検討項目から除外する判断をしたと答弁。

早くできる方法を検討するため調査費の補正予算の計上を求めることについて、予算計上は考えていないと答弁。再質問で京田辺市や大阪市が実施するのに、学研都市である精華町が実施しないのはどうかという再質問に対して、耐震化が最重要課題であり、その後の取り組みであると答弁。

④山城地方陸上競技大会の成績について

記録一覧表により説明。6位までが京都府陸上競技大会へ出場する。京都府大会は7月28日、29日に実施。

イ 学校教育課長

①中学校給食実施検討委員会について

中学校給食実施検討委員会要領を定め、検討委員会を立ち上げ、第1回検討委員会を6月3日に開催。

この検討委員会は、食のあり方懇談会とは別の組織として、中学校給食の実施に向け基本的事項に基づき、中学校給食を円滑に実施していくためにいろいろな角度から検討していく。

検討内容は、中学校給食の円滑な実施に向けての検討と中学校給食を実施するまでの補完施策についての検討で、パン販売の拡大やあっせん弁当の改善についても検討していく。

委員会の構成は、中学校の校長の代表、教頭の代表、教務主任、生徒指導代表、養護教諭代表、小学校給食委員会会長、副会長、栄養教諭代表の10名。特に中学校の関係ではいろいろな観点から課題を出し、検討できるよう3中学校の教務主任に加え、生徒指導担当教諭の代表、養護教諭の代表に入っていた。小学校の給食の成果を中学校につないでいくため、小学校の給食委員会から3名入っている。

6月3日に立ち上げ、早速各中学校の教職員が中学校給食を実施した場合に考えられる課題、問題点を洗い出している。今月中に

各中学校教諭から課題等を出してもらい、取りまとめて、夏には2回目の検討委員会を実施する予定。

その後、検討委員会の議論が煮詰まった時点で、食のあり方懇談会で中間報告し、意見をいただきたいと考えている。

②精華町立中学校における学校給食の実施に向けての意見募集について

基本的事項に沿って検討委員会等でも議論を進めるが、広く住民の方々の意見をいただき、よりよい給食を目指すため、意見募集をする。

募集期間は、7月1日から8月31日までの2カ月間。内容は、教育委員会で議論し、決定いただいた中学校給食の基本的事項の3項目に沿ってよりよい給食にするにはどうしたらよいかという意見募集をさせていただくこととしている。

この募集については、町広報誌「華創」7月号と町ホームページで周知。それ以外に教育委員会学校教育課の窓口、図書館、各小・中学校でもこの意見募集の資料を見ていただけるようにしている。8月末で締め切り、意見を集約して検討委員会や食のあり方懇談会、教育委員会にも報告し、中学校給食の実施に反映させたいと考えている。

③ライトダウンについて

昨年度も取り組んだが、全庁的な地球温暖化防止、節電の取り組みとして、ライトダウンに取り組んでいる。

具体的には6月21日の夏至の日から毎週水曜日のノー残業デーの日、7月、8月の第2、第4金曜日を基本に、6時から一斉に消灯し、ライトダウンが行われている。

この取り組みは、教職員の健康管理にもつながるので、学校にもできる範囲で取り組むよう指示した。

ウ 総括指導主事報告（欠席の総括指導主事に代わり教育部長が報告）

①町立小中学校における夏季休業期間の業務休止日の取扱要領について

昨年、東光小学校で試行し、各小・中学校でも来校者の調査をし

たところ、休止日を設けることについて支障はないと判断し、業務休止日を設けることとした。

府立学校と同様の8月13日から15日、夏季休業中に業務停止日ということで全小・中学校を休みとする。今後、保護者等へ周知していく。また、昨日の議会の閉会日でこの内容等について報告した。

②精華町教職員夏季研修会について

平成25年度精華町教職員夏季研修会を8月1日（木曜日）にむくのきセンターで実施予定。全教職員を一堂に会し実施。テーマは、「すべての子供たちのための特別支援教育」で、特別支援教育スーパーアドバイザーで京都府総合教育センターチーフアドバイザーの後野文雄氏に来ていただき、第1部は全体会、講演、第2部は中学校区別研修として、中学校区別でテーマをきめて研修を行うということで現在準備を進めている。

③問題事象等について

個々の具体的な事象については、個人情報に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるため会議に諮られ、「異議なし」としてこの件については非公開となった。

エ 生涯学習課長

①子ども議会について

一昨年までは秋に開催していたが、去年から夏休み入ってすぐの時期に行うこととし、それに伴い内容の見直しを行った。

趣旨は、子どもたちが精華町を住みよい町にするために、第1部では、日頃思っていることを提案、質問してもらい、それに対して町長や教育長が考えや感想・意見を述べ、第2部では具体的なテーマについて相互に意見交換を行うことを考えている。子どもたちが地域の一員として主体的に考え、社会に参加することの大切さに気づき、町づくりや議会に対する理解と関心を深めることによって、自分たちも将来精華町の担い手になることへの自覚を促していきたいと考えている。

日時は、7月23日（火曜日）の午後1時半から。2つの柱をそ

れぞれ1時間ずつ程度行い、休憩を含めて3時45分までの予定。
場所は役場庁舎6階の議会の議場と審議会室で行う。

第1部では代表質問の形式で、各小学校の6年生の各クラスから選出していただいた子ども議員のうち、各学校の代表1名、合計5名の児童から、精華町を住みよい町にするためにというテーマで、意見、提案、質問をしてもらう。第2部では、15名の子ども議員全員による「まちづくり委員会」を開き、今年度は健康について意見交換をしてもらうことを考えている。具体的には自分たちや、家族でこんなことをしているという個人レベルの取り組みから、学校でこんなことをしているといったことなどを報告してもらい、そこから今後自分たちが、家族や地域のみんなが健康になる、健康で過ごすためのアイデアを出してもらうところまで持っていければと思っている。

教育委員の皆様も傍聴に来ていただきたい。

②精華まなび体験教室の開催について

精華まなび体験教室は、平成19年度から各小学校を主な会場として地域の方々にボランティアとして参加していただき、協力を得ながら取り組んでいる。子どもたちが学校の授業では経験できない体験活動を安心して、安全に参加できる体制を整え、子どもたちと地域社会との交流を深めて、子どもたちが心豊かで健やかに育っていけるよう、学校教育とは別の視点、立場で進めているものである。

詳細は配布資料のとおりで、精北小学校は、平成19年の秋から始めており、月1回、土曜日の午前中に実施している。中心となるコーディネーター1名と地域のボランティア20名で運営している。

川西小学校は、月1回、水曜日の放課後の2時半から4時まで。コーディネーター1名とボランティアスタッフ34名の協力のもと、運営している。

この2校は、前年度から引き続き今年度も既に実施している。

山田荘小学校は、昨年度実施を目指したが、コーディネーターの選出とボランティアの協力体制が整わなかったため、昨年度は実施ができなかった。今年度、コーディネーターの選出とボランティアの募集に動き出し、コーディネーターを選出できたので、9月18

日（水曜日）の開催を第1回目として、現在、準備を進めている。

精華台小学校、東光小学校の2教室は、児童数が非常に多いため、工作など文化系といわれる部門の取り組みをした場合、たくさんの人が集まりすぎて実施できないということが懸念されていたので、スポーツを中心に取り組みを進めてきた。しかし、参加する子どもたちからはおもしろくないという評価で、また、地域の方々からもっといろいろなことができないのかという声があったため、今年度、前半を一旦休止して、今後は文化系も入れる方向で検討している。また、実施日時も昨年度までは、毎月1回、土曜日又は日曜日の午前中開催してきたが、月1回水曜日の放課後に改める方向で準備を進めている。新たにコーディネーターを選出し、年度後半には再開したいと考えている。

③学校支援地域本部事業について

地域での住民相互のつながりが希薄化している中、学校では先生方が本来の教育活動、子どもと向き合う活動以外の業務が非常に多く、多忙となり、子どもたちに対してきめ細やかな指導ができる状況でないということを危惧したところから学校支援地域本部事業がスタートした。

地域の方々がもともと持っている技術や能力を学校という場で発揮していただき、先生方に力を貸してもらい、また、地域における相互のつながりを強めていただき、最終的には学校の先生方、地域の大人たちが子どもと向き合う時間を増加させて、地域の教育力の向上を図っていくという取り組みである。

制度が設けられた平成20年度から精華南中学校区で取り組みを始め、山田荘小学校・精華南中学校区サポーター会議というボランティア組織を本部として活動に取り組んでいる。

精華中学校区も、ボランティアによる精華中学校区コミュニティ協議会という組織を設立し、学校支援地域本部の事業として取り組んでいる。

精華台小学校、東光小学校という大きな小学校を抱える精華西中学校区にはまだ設置できていないが、今年度中に設置できるように、来週にも各校の校長との協議を予定しており、早ければ秋に、遅く

とも年度内には本部を設置していきたいと考えている。

【委員の意見】

- ・相楽作業所は、他の学校などに週2回から3回ほどパンを持って行っている。これが無ければいけないと思うが。（蓑毛委員）

【事務局】

- ・相楽作業所のパンの件は、健康福祉環境部から確認してもらったが実態として厳しいと聞いている。協議はしていく。（教育部長）

(5) その他

- ① 5月から6月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数7件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が7件、うち社会教育係関係が7件、図書係は0件、体育係関係は0件。

(6) 教育部からの諸報告

- ア 7月の行事予定について。

(7) 閉会

- 委員長が第6回教育委員会の閉会を宣言。